

住みやすさナンバー1のまち 八潮



ハッピーごまちゃん®

農業ニュース

やしお

第54号

令和5年11月発行

●●編集・発行●●

八潮市市民活力推進部都市農業課
(八潮市農業委員会事務局)

所在地：八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048 (996) 2111 (内線299)

http://www.city.yashio.lg.jp/

E-mail : agri@city.yashio.lg.jp



7月8日(土)に
じゃがいも農業体験が
行われました！



第49回八潮市農業祭が4年ぶりに開催されます！

第49回八潮市農業祭が「やしお生涯学習館」「みどりの広場」で開催されます！(品評会：12月2日(土)、即売会：3日(日))
3日(日)は、八潮市商工会主催の「第14回八潮市特産品・推奨品フェア」との同時開催となります。

農業祭(品評会)での栄誉を讃える知事賞や市長賞等の表彰式についても、令和6年1月10日(水)に「八潮メセナ」で開催されることとなりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続いておりましたが、4年ぶりの農業祭開催となります！農業関係者の方々を始め、関係団体の皆様のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

やしおの野菜は、新鮮・安全・安心だよ！

第49回 八潮市農業祭

品評会 12.2(土) PM5:00~PM9:00
※八潮市地場産の小松菜、山東菜等の農産物展示

即売会 12.3(日) AM9:00~PM2:00
※当日は混雑が予想されるためAM6:30から整理券を配布します

会場 ◆ やしお生涯学習館/みどりの広場
※即売会：地場野菜や出展企業の商品の即売

特別展示
米、小松菜、ハルーン
アトラクション

農和太鼓
ハットフリッキング
舞いあそびの即売会
農談話ショー・その他

同時開催
第14回 八潮市
特産品推奨品フェア
主催 ◆ 八潮市商工会
問い合わせ先 048-996-3219
080-9703-9627

主催 ◆ 八潮市農業祭実行委員会
共催 ◆ 八潮市 さいかつ農業協同組合
問い合わせ先 048-996-3219
080-9703-9627

協賛
八潮市 八潮市商工会
八潮市 八潮市農業協同組合
八潮市 八潮市商工会
八潮市 八潮市農業協同組合

顔写真

議席番号.氏名
(敬称略)
【担当地区】

八潮市農業委員会委員の改選・紹介！



任期満了に伴う委員の改選が行われ、8月24日付で市長より新たに15名の委員が任命されました。任期の令和8年8月23日まで、この15名で農地利用の最適化に向け活動して参ります。

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
|  |  |  |  |  |
| 1. 小早川 喜一 【西袋、柳之宮、南後谷】 | 2. 鈴木 新一 【小作田、松之木、伊草】 | 3. 大塚 一宏 【高木】 | 4. 齋藤 富子 【幸之宮】 | 5. 福岡 達則 【下大瀬、古新田東、西古新田】 |
|  |  |  |  |  |
| 6. 飯山 敏行 【鶴ヶ曾根一・二】 | 7. 新井 孝美 【入谷】 | 8. 鈴木 隆 【南川崎】 | 9. 田中 幸夫 【上二丁目、下二丁目】 | 10. 松田 淳一 【塚、大原、浮塚】 |
|  |  |  |  |  |
| 11. 荻野 勝利 【下木曾根、新田】 | 12. 石井 清巳 【和耕】 | 13. 関根 幸子 【上馬場、中馬場、大曾根】 | 14. 荻野 透 【上木曾根、若柳】 | 15. 臼倉 明久 【伊勢野、上大瀬】 |

就任のあいさつ

会長 小早川 喜一

この度の農業委員会委員の改選に伴い、会長を拝命しました小早川喜一です。宜しくお願いします。
日頃は農業委員会活動に、ご理解、ご協力を賜りまして心より御礼を申し上げます。
「農地法」によれば、農地とは「耕作に供される土地」であり、「現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源である」と明記されています。農業の基盤である農地は国民や地域からみれば、社会的、公益的な役割を担っていると考えられます。

「都市農業振興基本法」では、都市の農業・農地について農産物の供給の重要な一端を担うとともに、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供など、多様な機能に注目しています。このような機能を発揮するには、都市農地を可能な限り保全活用することが肝要と思います。

人知を集めて、持続可能な農業を支え、都市農業・農地を都市に「あるべきもの」として、農業者を支援してゆくことが肝心と考えます。微力ながら責務を果たすべく努めて参りますので、皆様のご指導、ご協力をお願いします。

会長職務代理 鈴木 新一

この度、会長を補佐する会長職務代理を拝命致しました。微力ではありますが精一杯、農業委員会委員の職務と共に努めて参りたいと考えていますので、皆様のご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

ご案内のとおり、全国的に人口減少傾向にある中でも関わらず、八潮市は人口が漸増しており、農地の宅地化が進んでいます。加えて、農業者の高齢化や後継者がいないために耕作放棄地が増え、荒廃している所もあります。

そのような状況の中、安心安全で新鮮な農産物を提供し、災害時の避難場所としての機能を保持するためにも八潮市の農業委員会委員の役割は依然として重要と考えています。皆様にもご理解頂きたいと思ひます。



特定生産緑地指定への申請について



ハッピーごちゃん®

◆特定生産緑地への手続きについて

生産緑地地区の指定から30年経過する地区について、特定生産緑地として指定することにより、現在適用されている税制特例措置を10年延長することができます。

なお、特定生産緑地への指定については、生産緑地地区指定から30年が経過する前に指定の手続きをする必要があります。

また、特定生産緑地へ申請しない場合、市への買取申出はいつでも可能となりますが、固定資産税が段階的に増加し宅地並み課税となることや、今後、相続税が発生した際の納税猶予は受けられなくなります。

◆申請受付について

令和6、7年度の2箇年を予定しています。

- ・期間 令和6年4月1日(月)～30日(火) **平日のみ**
令和7年4月1日(火)～30日(水)
- ・場所 公園みどり課窓口

◆対象となる生産緑地

平成8年5月10日に生産緑地として指定した農地が対象です。

また対象となる地権者には、申請書類及び、説明会の実施について通知の発送を予定しています。

◆必要書類

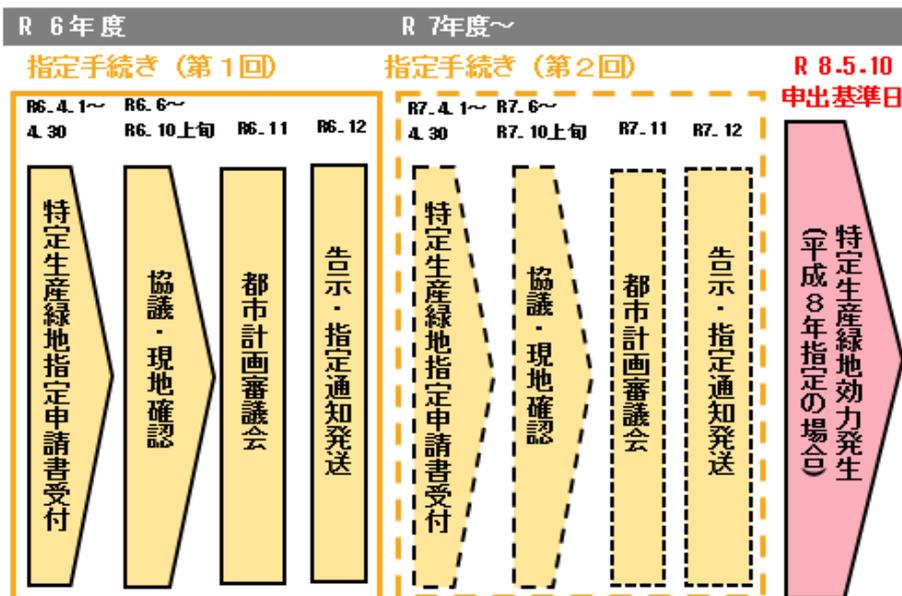
- ・特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書
- ・特定生産緑地指定図
- ・土地登記簿謄本
- ・印鑑証明書(申請者を含む全ての農地等利害関係人分)
- ・仮換地証明書(土地区画整理事業地内に所有の方のみ)



ご不明点お問合せ先

公園みどり課 ☎内467

◆今後のスケジュール



※申出基準日を過ぎてからの特定生産緑地への指定はできません。また、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、指定を行う場合には都市計画審議会での意見聴取を行う必要があるため、**指定意向のある方は令和7年4月末までに、必ず申請を行ってください。**



化学肥料低減定着対策事業のご案内

化学肥料低減の定着のため、農業者への支援を行います。

農林水産省では、肥料価格高騰対策事業の一環として、追加対策「化学肥料低減定着対策事業」を実施します。この事業では化学肥料低減の定着のため、八潮市農業再生協議会（事務局 八潮市都市農業課）が下表の取組を対象として、販売事業者を通じて農業者への支援を進めます。

◆手続きの流れ



販売事業者が対象の事業となり、各種手続きは販売事業者に行ってください。農業者の方が協議会への手続きを直接行うことはございません。

◆対象期間

令和5年6月1日～「購入先の販売事業者が設定した日」までに発生した経費

◆申請方法

支援取扱の有無・申請方法等は購入先の販売事業者へ直接お問い合わせください。

※農業者の方が、協議会への手続きを直接行うことはございません。

◆申請期限

購入先の販売事業者へ直接お問い合わせください。

※購入先の販売事業者から、八潮市農業再生協議会への実績報告書提出期限は令和6年2月末日です。



詳しくは

肥料価格高騰対策事業 🔍

◆注意

- ・当支援を扱わない販売事業者から購入した場合は、支援を受けられません。
※その他、支援にあたっては機械の価格下限等の要件があります。
- ・八潮市農業再生協議会で作成した下記の取組メニューが、埼玉県肥料価格高騰対策協議会で不採択となった場合は、支援等が受けられなくなる旨をご了承ください。

◆支援対象の取組一覧

(取組の名称)

(支援単価等)

| | | |
|---|-------------------|-----------------------------------|
| 1 | 土壌・生育診断の推進支援 | 料金の1/2以内 |
| 2 | 土壌分析体制の強化支援 | 分析機器・分析資材の購入費用の1/2以内 |
| 3 | 堆肥等の利用拡大支援 | 堆肥等の散布：4,000円/t |
| 4 | 耕畜連携の拡大支援 | 堆肥等の散布：4,000円/t + 稲わら等供給：2,000円/t |
| 5 | 国内資源活用肥料の利用拡大支援 | 地域で設定した国内資源活用肥料につき200円/20kg |
| 6 | 堆肥等国内資源利用体制の強化支援 | 散布機の購入費用の1/2以内 |
| 7 | 緑肥作物の作付拡大支援 | 地域で設定した緑肥種子の価格の1/2以内 |
| 8 | 低成分肥料の利用拡大支援 | 地域で設定した低成分肥料につき100円/20kg |
| 9 | 肥料の効率利用農機のモデル導入支援 | 可変施肥機や局所施肥機の購入費用の1/2以内 |



ハッピーこまちゃん



農業者の皆様へ

各種補助制度をご利用ください

農業近代化施設導入事業費補助金

温室、ビニールハウスの新設・張替や農業用機械、農業用冷蔵庫等の事業費の一部を助成します。（※要件があります。）

◆補助率

認定農業者 1/4以内、
一般農業者 1/5以内

◆事業期間

- ①令和5年4月から12月までに支払まで終了した事業
- ②令和6年1月から12月までに支払まで終了した事業（予定）

◆申請期日

- ①令和6年1月31日（水）まで
- ②令和7年1月6日（月）まで



農業用包装資材購入事業費補助金

八潮市産野菜をPRする「八潮市産」「ハッピーこまちゃん」等を表示した農業用包装資材（FGや段ボール）の事業費の一部を助成します。

◆補助率

1/2以内
（事業費2万円以上）

◆事業期間

- ①令和5年4月から12月までに支払まで終了した事業
- ②令和6年1月から12月までに支払まで終了した事業（予定）

◆申請期日

- ①令和6年1月31日（水）まで
- ②令和7年1月6日（月）まで



中川農地出し手集積事業補助金

中川周辺農地として定められた区域内の農地所有者で、利用権の設定により農地の出し手となった方へ補助金を交付します。

◆補助額

農地面積1㎡あたり
12円の補助金を
予算の範囲内で交付



中川農地受け手有機肥料購入事業補助金

中川周辺農地として定められた区域内の農地を受け手となって借りた方が、有機栽培に適した農地とするために購入する堆肥等に対し補助金を交付します。

◆補助額

事業の総額が2万円以上であって
1㎡あたり100円の1/2、
または肥料購入額の1/2の
いずれか低い額を予算の範囲内で交付

街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金

市街化区域内の一定の農地で、花き又は生垣等を植えたり、土留めを設置することで緑地空間を保持し、農地の保全を目的に行った方に対して補助金を交付します。

◆補助額

- ・農地 農地1㎡につき100円（端数切捨て）年額：10万円限度
- ・花き、生垣 面積1㎡につき500円（端数切捨て）年額：2万7,500円限度
- ・土留め 延長1mにつき3,000円（端数切捨て）総額：16万5千円限度



補助金

農業ニュースやしお

ガーデンコミュニティ助成金

農地を活かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地の所有者が市民等の協力を得て、農地の利活用を図るものに対して助成金を交付します。



- ◆補助額
500㎡以上、1,000㎡未満 5万円
1,000㎡以上 10万円

補助を受けるには要件等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

担当：都市農業課
内線299・842



ふれあい農園整備事業費補助金

ふれあい農園（市民農園）の開設を希望する農地所有者の方に対し、農園整備費の一部について補助金を交付します。

- ◆補助額
事業費の1/2以内で、
限度額75万円



農業体験事業費補助金

市内の農地を活用して市民に親しまれる農業の実現を図るために実施する農業体験（じゃがいも、枝豆など）事業に対し、予算の範囲内において実施農業者に対し、補助金を交付します。

- ◆補助額
農地1㎡につき100円、
限度額10万円

認定農業者になると各種支援が受けられます

◆認定農業者とは

市が作成した基本構想を踏まえ、今後5年間の「農業経営改善計画」を作成し、市から認定された経営体（個人または法人）のことをいいます。

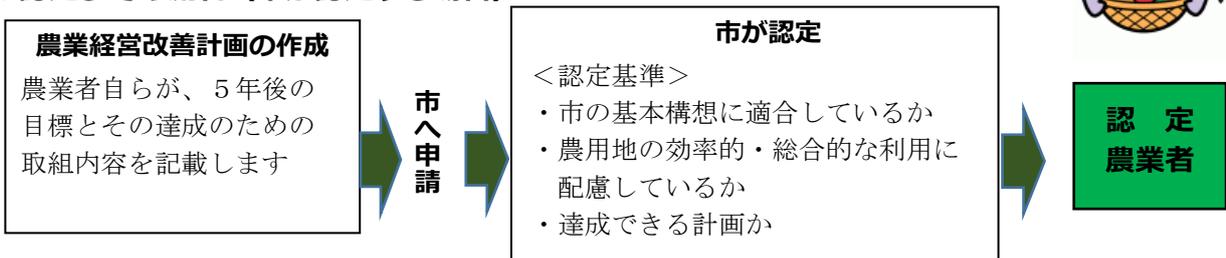
認定農業者になると、意欲のある農業経営者として地域からの信頼が得られ、認定農業者を対象とする支援制度等を受けることができます。

（複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって都道府県又は国が農業経営改善計画の認定手続きを一括で行います。）

◆認定農業者の要件

- ◎ 専業・兼業 不問
- ◎ 経営規模、所得 一定の収入が得られる農業経営を目指す方
- ◎ 営農類型 米等の土地利用型農業、野菜等の施設園芸等
- ◎ 法人経営 農業経営を営む法人すべて

◆認定までの流れ（市が認定する場合）





豊かな老後を！ 農業者年金制度のご案内

国民年金の支給額は、1人月額約6万6千円(40年加入の場合)。
安定した老後の生活を送るために、農業者のための公的年金「農業者年金」
を上乗せしてしっかりカバーしましょう。



◆農業者なら広く加入できる

以下を満たす方ならどなたでも加入できます。

①年間60日以上農業に従事 | ②国民年金第一号被保険者 | ③65歳未満

◆積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い終身年金

・積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◆保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から 6万7千円の間で自由に決められる

・保険料はいつでも変更できます。

◆税制面で大きな優遇措置

- ・保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます。
- ・運用益は非課税です。
- ・年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けられます。

◆一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

①39歳までに加入 | ②農業所得が900万円以下 | ③認定農業者等で青色申告者等
を満たすと受けることができます。



問合せ先
農業委員会事務局 内線 286
JAさいかつ TEL 048-952-2100

詳しくは

<https://www.nounen.go.jp/> TEL 03-3502-3199

農業用施設が被害を受けた場合は、すぐにご連絡ください

近年では地球温暖化の影響で気候変動が著しく、自然災害による農業への影響が心配される場所です。

もし、台風や大雪などの自然災害により、ビニールハウス等の農業用施設に被害があった場合、その復旧等に係る費用の一部に国からの補助金を受けられる場合があります。(※確約できるものではありません。)

◆被害に遭われてしまった場合

都市農業課または農業委員会に被害状況をご連絡ください。

その際は被害に遭われたビニールハウス等の写真を撮影すると

ともに、経過年数、棟数、施設面積(間口×長さ)、被害面積
などを教えてください。





不法投棄にご注意！

市内で、農地などに不法投棄される被害が出ています。
 不法投棄の被害にあわないよう、各農地ではネットや柵等を設置したり、防犯カメラ、センサーライトを設置するなどの対策が必要です。
 もし不法投棄と思われるケースを発見したら、市役所にご連絡ください。
 市では、令和4年度に防犯カメラを中川周辺地域に設置しました。



不法投棄とは

ゴミを定められた場所以外に投棄することは「不法投棄」となります。
 不法投棄は、自然環境を損なうだけでなく、河川や土壌の汚染などの原因となり、私たちの健康や生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。
 不法投棄をすると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処せられることになります。

農作業事故を防ぎましょう！

トラクター等の整備不良によるミスが転落・横転・追突等の事故を引き起こします。
 ～安全確認と予防対策で、公道での農業機械による死亡事故を防ぎましょう！～

>>> 農作業事故対策のポイント <<<

- | | |
|--|--|
| ① 確実な運転操作とブレーキ連結の確認 道路状況等に応じた確実な運転に繋がる | ③ ランプ類や低走行マーク等の取り付け 一般車両との接触や追突を防ぐ |
| ② 安全キャブ・フレームの装着と シートベルトの着用 転落や横転等の被害を最小限に抑える | ④ ほ場の形状に応じた確実な作業 傾斜地での展開や、農業機械の前後の 内輪差を考慮して危険を回避 |



☆農業機械の日ごろの点検も忘れずに！

農業機械などの盗難にご注意！

◆農作物の盗難について

生産者の方が丹精込めて作った農作物が盗まれる被害が出ています。

八潮市園芸協会では、令和2年度に「盗難防止」ののぼり旗を作成し、中川周辺地域を中心に設置しています。

◆農業機械の盗難について

県内で、トラクターなど農業機械の盗難被害や、農作業中の「車上荒らし」などの被害が出ています。右のような盗難防止対策を講じましょう。



盗難防止対策

- ① 車のカギを確実に閉め、窓も閉めたか確認する
- ② 農作業に出かける際、貴重品は最小限にし、身につける
- ③ 車に貴重品を置かない



ハッピーこまちちゃんR

農薬使用は適正かつ安全に！

使用方法や注意事項を遵守し、散布区域外に飛散しないよう十分注意してください。

できるだけ農薬以外の防除方法を検討し、やむを得ず農薬を散布するときは、**事前に周辺住民や施設利用者等に周知する**とともに、風向きなどに十分注意して、事故防止に努めてください。

農薬散布のお知らせ

散布日時：○月△日(×)
○時△分～○時□分
使用農薬：○△□
使用目的：害虫防除のため
連絡先：○○○○ TEL:996-0000

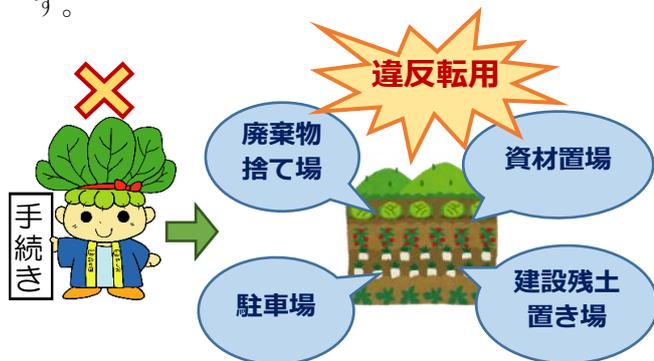
☆看板などで事前に周知しましょう！

農地転用について

手続きをせずに無断で農地転用すると・・・

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。

また、無断で農地転用すると、3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合1億円以下)の罰金の適用を受ける場合があります。



農地の適正管理について

遊休農地は、農業者の高齢化・担い手不足などに伴い年々増加する傾向にあります。

農地として適切に管理されていないと、雑草や病害虫の発生により周辺農地に悪影響を与え、火災や防犯上の危険を及ぼします。

農業委員会では、農地のパトロールを実施しています。

一度荒廃させてしまうと、良好な農地に戻すことは大変ですので、周囲の農地に迷惑をかけないように適切に管理しましょう。

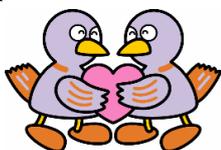
管理が難しい場合は、**農業委員会**にご相談ください。



農地の貸し借りにご注意ください！

農地法上、**相対(あいたい)**と呼ばれる口約束などによる農地の貸し借りは、効力が生じないものとされており、相続などの際に思わぬトラブルにつながる場合があります。

農地を貸し借りする際は、必ず農地法第3条に基づく許可または利用権設定の手続きを行ってください。



全国農業新聞

最新の農政事情がよくわかり、経営に役立ちます。

- ◆発行日：月4回毎週金曜日
- ◆購読料：1ヶ月700円(税込み)

申込 農業委員会事務局
内線 286



都市農業課、農業委員会のホームページをご利用ください！

各種申請様式等がダウンロードできます。
<http://www.city.yashio.lg.jp/>
トップページ > くらし・手続き > 農業



お知らせ

☆農家戸数及び農地に関する申告状況一覧表

令和5年8月1日現在

(単位:m²)

| 地区名 | 農家戸数 (10アール以上戸数) | 農地 | | | | | | 合計 |
|-----|---------------------|-----------|---------|----------|---------|---------|--------|-----------|
| | | 市内(市街化区域) | | 市内(調整区域) | | 市外等 | | |
| | | 田 | 畑 | 田 | 畑 | 田 | 畑 | |
| 八条 | 120戸 | 1,811 | 15,694 | 218,080 | 237,880 | 94,273 | 2,896 | 570,634 |
| 潮止 | 164戸 | 6,760 | 277,042 | 6,298 | 200,228 | 165,942 | 55,969 | 712,239 |
| 八幡 | 56戸 | 6,323 | 116,561 | 5,986 | 3,736 | 121,938 | 15,645 | 270,189 |
| 計 | 340戸 | 14,894 | 409,297 | 230,364 | 441,844 | 382,153 | 74,510 | 1,553,062 |

☆市内全農地面積

令和5年8月1日現在

| 市内(市街化区域)①(単位:m ²) | | 市内(調整区域)②(単位:m ²) | | 合計 ①+②(m ²) | 生産緑地③ | 法律上の 管内農地面積 |
|--------------------------------|---------|-------------------------------|---------|----------------------------|---------|----------------|
| 田 | 畑 | 田 | 畑 | | (単位:ha) | ②+③(ha) |
| 24,047 | 476,015 | 280,997 | 575,347 | 1,356,406 | 26.05 | 111.68 |

☆農家戸数(10アール以上戸数)と耕作面積の推移

| 年度 | 農家戸数 (単位:件) | | | | 耕作面積(市外含む) (単位:m ²) | | | |
|------|-------------|-----|----|-----|---------------------------------|---------|---------|-----------|
| | 八条 | 潮止 | 八幡 | 合計 | 八条 | 潮止 | 八幡 | 合計 |
| 令和元年 | 127 | 178 | 61 | 366 | 644,104 | 823,289 | 284,498 | 1,751,891 |
| 令和2年 | 126 | 171 | 59 | 356 | 631,092 | 782,880 | 275,174 | 1,689,146 |
| 令和3年 | 127 | 171 | 58 | 356 | 629,240 | 758,818 | 275,067 | 1,663,125 |
| 令和4年 | 124 | 167 | 57 | 348 | 598,888 | 734,429 | 274,083 | 1,607,400 |
| 令和5年 | 120 | 164 | 56 | 340 | 570,634 | 712,239 | 270,189 | 1,553,062 |

☆農地法等による農地転用等の状況 (令和4年1月~令和4年12月処理)

| 地法 | 許可(市) | 許可(県) | | | 届出受理 | | | 利用権の設定 |
|-------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 第3条 | 第4条 | 第5条 | 第3条 | 第4条 | 第5条 | | |
| 件数 (単位:件) | 5 | 0 | 13 | 10 | 28 | 140 | 4 | |
| 面積 (単位:m ²) | 4,015 | 0 | 20,876 | 20,497 | 12,826 | 55,045 | 3,355 | |

相続登記の申請が義務化されます！

所有者不明土地問題の解決に向け、令和6年4月1日から義務化となります。

◆相続登記とは？

- ・土地(農地含む)や建物など不動産の所有者がなくなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きのこと

◆義務化対象者

- ・相続や遺贈により不動産を取得した相続人
(令和6年4月1日以前に不動産を相続し、名義変更を行っていない人も含みます)

◆申請義務の履行期間

- ・相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内
(義務化の施行日前に発生した相続は施行後3年以内)

◆正当な理由がなく登記の申請を怠った場合

- ・10万円以下の過料の適用対象



詳しくは

法務省 所有者不明土地

